

大阪広域環境施設組合公共料金口座自動振替払に関する規則

令和7年2月7日規則第1号

最終改正：令和8年3月31日規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、公共料金の支出事務について、大阪広域環境施設組合会計規則（平成27年制定。以下「会計規則」という。）第40条第1項第9号、第13号及び第14号に規定する経費の支出に係る事務を円滑に行うために、その特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、会計規則で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共料金 電気料金、水道料金、下水道使用料、ガス料金及び電話料金等で、その支払が定期的に行われるものをいう。
- (2) 口座自動振替払 公共料金の債権者である事業者が指定した期日に、組合が指定する預金口座（以下「口座自動振替払専用口座」という。）から当該事業者の預金口座に自動的に振り替えて支払うことをいう。

(資金前渡の特例)

第3条 公共料金に係る予算を所管する課等の長（以下「主管課長」という。）は、口座自動振替払をさせるため、会計管理者を資金前渡職員として、口座自動振替払による公共料金の支払に要する資金（以下「公共料金資金前渡金」という。）を前渡することができる。

- 2 公共料金資金前渡金は、口座自動振替払専用口座において保管する。
- 3 公共料金資金前渡金については、会計規則第41条から第43条までの規定は適用しない。

(口座自動振替払の事前協議)

第4条 主管課長は、口座自動振替払を開始し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ総務課長に協議しなければならない。

(支出負担行為兼支出命令等)

第5条 主管課長は、事業者から送付された請求書等の金額を確認し、その金額と同額の資金を事業者が指定した期日の前日（指定金融機関の休日並びに12月29日及び30日は算入しない。）までに会計管理者に資金前渡するものとする。ただし、その日までに資金前渡することが難しい事情があると認められる場合においては、事業者が指定した期日の当日に資金前渡することができるものとする。

2 前項の規定による資金前渡は、主管課長において支払調書を作成し、支出負担行為兼支出命令（又は支出命令）により、口座自動振替払専用口座に振り込む方法で行う。なお、支払調書には、事業者から送付された請求書等の写しを添付するものとする。

(支払額の確認)

第6条 会計管理者は、主管課長から送付された支払調書及び請求書等の写しと口座自動振替払専用口座からの振替額との突合を公共料金の振替日ごとに行うものとする。

(公共料金資金前渡金の精算)

第7条 会計規則第41条から第43条までの規定にかかわらず、公共料金資金前渡金の精算は、支払を証する書類を会計管理者が保管することにより行うものとする。

(口座自動振替払以外の公共料金の支払)

第8条 口座自動振替払によらない公共料金については、事業者から送付される納付書等により支払を行うものとする。

(施行の細目)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月31日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。